

現行の総合的評価制度の 評価項目



見直しの方向性

分野	得点	評価項目	定義
リサイクルの質・用途の高度化	7.5	単一素材化	単一素材化（PE、PP、PS、PET）の合計実施量
	10	品質管理手法	社内品質管理体制が確立／実施されていること
	5	塩素濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の塩素濃度%
	5	主成分濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の主成分濃度%
	7.5	異物%	再商品化製品中の異物%
	7.5	臭気評価値	洗浄度に直結する再商品化製品の臭気の定量値
	7.5	高度な利用	1回／年程度、審査委員会を開き申請用途が「高度利用」として認定された用途に再商品化製品を利用・販売している量
環境負荷等の低減効果	15	環境負荷データ把握	各種資源の使用や排出物（排水や汚泥、その他）、および工程の環境負荷を把握し協会に報告していること
	9	他工程利用プラの高度な処理方法	他工程利用プラ（従前の残渣）の処理におけるエネルギー利用効率が高いこと
	6	環境管理手法	ISO14001取得（類似の公的認定等を含む）
再商品化事業の実施の適正	6	使途明示	使途製品名の報告・情報公開を行っていること
	4	利用先名公表	利用事業者名の公表ができること
	4	見学推進活動	見学会を実施していること
	4	情報公開工夫	情報公開等において、独自の工夫をしていること
	2	業務改善指示の有無	実績対象期間内における「措置規定」による「業務改善指示」の有無
	-	コンプライアンス確保	社内コンプライアンス確保の仕組みが整備されていること



- 再生材の質の安定を図る、品質管理規格の第三者認証や再生材の仕様等の表示規格活用等について重点化した評価を行う。
- 再生材の質に関わる具体的な項目については評価を継続する。
- 再生材の用途ではなく、質に注目するため廃止する。
- 再生材の質の向上に関わらない項目については、指定法人の登録要件や査定に活用する。

平成27年度
総合評価
100点